

特別定額給付金の地区別臨時相談窓口を開設

－ お困りの方の相談受付や、申請書の作成を支援します －

燕市では、国の緊急経済対策を受け、特別定額給付金の支給手続きを進めており、オンライン方式と申請書ダウンロード方式で申請された方については、5月12日から随時支給を行っています。

このたび、市から各世帯へ世帯構成員を記載した申請書の発送を終了したことから、5月25日（月）からお困りの方の相談や申請書の作成支援・受付をするため、市内3地区で臨時の相談窓口を開設します。

なお、開設にあたっては新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じます。

【地区別臨時相談窓口の概要】

- 1.開設期間：5月25日（月）から6月1日（月）
- 2.受付時間：午前9時から午後4時
- 3.会場：密集を避けるため、広さを確保できる以下の会場で開設します。

- ① 燕地区：燕市民体育館 アリーナ
- ② 吉田地区：吉田産業会館 大ホール
- ③ 分水地区：分水公民館 大ホール

※ダウンロード申請方式は終了しましたので、郵送での申請が基本となります
※申請書の作成支援をご希望の方は、「申請者本人確認書類」と「振込先金融機関口座確認書類」をご持参ください（作成後は受け付けることができます）
※各会場のコピー機で確認書類のコピーをとることができます（1枚10円）

【来場される方へのお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、窓口にお越しの際は以下の点についてお願いします。

- ・発熱など体調のすぐれない方は、来場をご遠慮ください
- ・密集を避けるため、なるべく少人数での来場をお願いします
- ・来場される方はマスクを着用するなど、感染症拡大防止にご協力ください
- ・来場者の数によってはお待ちいただく場合がありますので、時間に余裕を持った上でお越しください

「ふるさと燕」を守ろう！

新型コロナウイルス感染症緊急対策

フェニックスII+
イレブン

本件についてのお問い合わせ先

企画財政部 企画財政課

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策班

小杉・荒木・外山

電話：0256-77-6722（直通）